

平成22年2月12日

豊能町教育委員会

教育長 小川 照夫 様

豊能町小学校適正配置審議会

委員長 山田 哲也

### 豊能町立西地区小学校の適正規模及び適正配置について（提言）

#### 1 はじめに

本審議会は、平成21年5月7日に豊能町教育委員会から「豊能町西地区小学校における適正な学校配置のあり方について」基本的な方向の提言を行うよう諮問を受けた。

諮問に際し、豊能町教育委員会から、「西地区三小学校の児童数の推移等が提示され、学校の小規模化が進行してきていること。また、三小学校では、地域の特性を生かし、地域と連携を深める教育活動が活発に展開され、成果を上げている。その上で、今後本町が活力ある町として発展するには、次代を担う子どもたちが心豊かに成長することが何よりも求められている。現状況下及び今後予想される状況を推移して学校の適正規模・適正配置等について十分な検討を行い、本町西地区の子どもたちにとって良好な教育環境を整え、教育の充実を図ることが必要である。」との認識が示された。

本審議会は、このことを重くとらえ早急な対策が必要であるとした上で、今後の西地区児童数の推移、小学校の通学区域、小学校を取り巻く環境等及び学校視察（※資料4）や、各委員自身の経験を踏まえ、小中一貫教育等今後の教育制度の在り方も含めて多面的な検討を重ね、提言書としてこれまでの審議をまとめたものである。今後は広く町民の理解を得て、適正な学校配置を推進す

ることで、一層の教育環境の整備及び学校教育の発展に生かされることを期待する。

## 2 審議の基本的な考え方

本審議会は、広く町民に公開し、各委員から出された意見をまとめ、次のような基本的な考え方にして審議を行った。

- (1) 授業内容やクラス編制及び学校行事等教科外活動を考慮した学級・学校規模について
- (2) 地域の歴史文化や立地条件も含めた社会性や将来性を考慮した学校教育内容について
- (3) 通学条件やボランティア支援など地域性を活かした機能的な運営について
- (4) その他教育課題の解決に向けて

## 3 西地区三小学校の現状

本町の西地区は、歴史文化（※資料5：吉川の歴史）が豊かな地域である。明治22年市町村制の施行にあたり、吉川村となつた。昭和28年町村合併促進法の制定により、昭和31年吉川村は東能勢村と合併し、昭和52年4月に豊能町となり現在に至つてはいる。

当初学校は、吉川村立小・中学校各1校が設置され、小規模校であったが、昭和40年代からときわ台をはじめとして急激な住宅開発が行われ、それに伴い児童数も急増した。その後、児童数の増に伴い昭和52年度に光風台小学校、昭和56年度に東ときわ台小学校が開校するなど、ピーク時の平成2年度には3小学校合わせて児童数は、2,017人に達した。しかし、その後の都市化へ対応が

十分でなく、新たな住宅開発が行われなかつたことや近年の社会情勢の変化や少子化の進展などにより、平成 20 年度末には、770 人となり、今後も減少傾向は続くことが予想されている。(※資料 6)

大規模校であった光風台小学校も、本年度から全て2学級となり、23年度入学生からは単学級となる見込みである。また中規模校であった東ときわ台小学校においても、現在は半数が単学級であり、23年度には5学年が単学級となり小規模化する見込みである。吉川小学校は、平成19年度の入学生から20人を割り、平成23年度には全校児童数が100人以下、平成24年度入学生は一ヶタになる見込みである。

当然のことながら学級数も減少の一途をたどり、三校のうち学校教育法施行規則で学校規模の標準とされている12～18学級（支援学級を除く）を満たす学校はなくなる。

なお、三小学校の児童数の推移及び将来推計は、次のとおりである。

年 度	人 数	年 度	人 数
平成 2 年度	2, 017	平成 21 年度	764
平成 15 年度	998	平成 22 年度	675
平成 17 年度	888	平成 23 年度	619
平成 19 年度	833	平成 24 年度	546
平成 20 年度	770	平成 25 年度	503

- ・ 吉川小学校 7学級 (①支援) 120人 426 513 五教区
  - ・ 光風台小学校、15学級 (③支援) 408人 32 379 摘計 4130人
  - ・ 東ときわ台小学校 13学級 (⑤支援) 242人 (平成22年1月1日現在)

### (1) 三小学校の立地の現状 (※資料7)

通学距離については、昭和31年に中央教育審議会より「公立小中学校の統

合方策について」の答申として、通常の場合、小学校は4kmを上限とすることが示されている。

三小学校の立地の現状は、およそ正三角形の頂点に位置付いており、吉川小学校を除いて開発された住宅地にある。

#### (2) 学校校舎建設状況（※資料8）

・吉川小学校：昭和47年建築。昭和54年体育館・特別教室等の施設改善。

3, 635m<sup>2</sup>

・光風台小学校：昭和53年建築。昭和55年増築。（6, 321m<sup>2</sup>）

（一部IS値：0.3未満の校舎があるので22年度中耐震化工事予定）

・東ときわ台小学校：昭和57年建築。（4, 561m<sup>2</sup>）

（56年度以降の建築物であるので耐震化済み）

#### 4 適正な学級・学校規模

我が国の制度上、「同学年の児童で編制する場合、学級の児童数は40人、学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」との規定を踏まえると、各学年2学級～3学級で構成される規模になる。

また、大阪府では、大阪府学校教育審議会が過去の答申を踏襲しつつ、適正規模について以下のような見解を示している。

##### (1) 子どもたちの確かな学力をはぐくむ学校づくり エ 学校の適正規模

「平成10年度の本審議会答申において少なくとも小学校においては1学年各2

学級（12学級）、中学校においては1学年各4学級（12学級）程度が望ましい

としたところであるが、学校教育活動の活性化や子どもたちの学習環境の整備とい

ったことから、改めて望ましい学校規模を確認する必要がある。」

今後、大阪府では15歳未満の人口の減少が予測されるとともに、学校の耐震化に向けた相当額の投資が必要とされる状況を踏まえると、小規模の小学校や中学校も

含め、地域の実情に応じた学校の適正規模を確保していく必要がある。」

(大阪府学校教育審議会答申『これからの大坂の教育をめざす方向について～「学力」の向上をめざして～』平成20年7月1日)

本審議会では、上記のことを踏まえつつ、西地区の実情に即した適正規模を考えるために、学級・学校規模について以下の点について検討を行った。

#### (1) 学級数・学級集団の規模が学校教育に与える影響

学校規模が学級数で表わされていることや、教職員の配置が学級数によって行われていることから、学級数を中心に適正規模について検討を進め、次の2点で整理した。

① 学校の存在意義の重要な点の一つに、集団学習による教育効果がある。多くの個性がぶつかり合い、多面的なものの見方や考え方を交わす切磋琢磨の場が学校である。力を合わせて問題解決する過程で、一人の非力さや仲間の素晴らしさに気付きながら、豊かな社会性が育まれる場でもある。

児童は、生活の大半を学校で過ごしており、そのため学校における人間関係は大きな意味を持っている。新年度のクラス替えは、固定しがちな人間関係に変化を与え、気持ちの切り替えのチャンスにもなる。入学時からクラス替えがなく卒業まで同一集団の中で過ごすことになれば、児童にとって少なからぬ影響があると考える。

また、小規模集団では、実施したくてもできないものも多くある。体育や音楽における団体競技や合唱の盛り上がりや迫力は集団が大きくなるほど高まってくる。行事におけるプログラムが豊富なほど、活動も活性化し一人ひとりの個性・特性を伸ばすチャンスも増えてくる。一定規模の集団であれば、分割等集団の在り方の工夫によって小規模集団の持つメリットに近づけることができる。

視察によって現状を把握した際には、各学校とも集団編成を工夫して一定の教育効果を上げていることが確認できた。しかしながら、今後更なる小規模化が進むと、これらの工夫による対処では限界が生じるようと思われる。児童の学ぶ権利を保障するためには、ある程度の集団を維持することが必要である。

- ② 現在の国の教職員指導方法の改善施策により、少人数指導法が積極的に導入され、そのための加配教員が配置されている。複数教員による分割及び習熟度別指導等多様な取り組みが実施され、教育効果を上げている。

教職員の配置は、基本的には学級数に応じて行われる。そのため学級数が少ない場合は、学習集団の多様な組織化が難しくなる。学習面以外でも、教職員数が多い学校は、多くのクラブ活動数を設置でき、またサッカーやソフトボールのように競技や試合を行う上で多数の参加者が必要となる種目のクラブを設置できるなど、様々な教育活動の機会を保障することができる。人数が少なければ、実施できるクラブ数や種目にも限界があり、また活動内容もせばめられる現状がある。

教職員数が多くなることにより、教育活動や教育研究を進める上で、さまざまな考え方の交流ができ、相互協力も大きな力となる。少ないと一人が多くの職務を抱えることになり、その対応に追われる。教職員の一定の確保は、児童への教育指導・学校運営の充実には不可欠である。

## (2) 学校規模の学校教育への影響

本町は、すでに大規模校と呼ばれる学校は存在せず、標準校は、光風台小学校のみであり、他は小規模校に属する状況である。ここで学校規模が学校教育へ及ぼす影響についてまとめると次のようになる。

### 【小規模校の特色】

- ・入学からほぼ同一集団であり、また上級生と下級生も互いに相互理解が深まり、コミュニケーションが容易になり、暖かい関係が生まれる。
- ・児童会活動や学校行事等で、全校児童生徒の一体感が生まれるとともに、一人ひとりの活動の場が増え分担が明確になり責任感が育つ。
- ・小回りが効くため、行事の変更や学校外活動等、機動性に富んだ教育活動ができる。
- ・全教職員が全校児童の名前を覚えやすいため、きめ細かな支援・指導ができる。
- ・学校の活動をダイナミックにするために、地域や保護者の支援を頼む場面が増え、地域ぐるみの教育活動が展開できる。
- ・異年齢間の教育活動が豊富である。

### 【標準校の特色】

- ・クラス替えがあり、進級するごとに新しい出会いがある。
- ・児童間の切磋琢磨・競い合いが生まれ、多様な見方・考え方の交流やふれあいが盛んになり、覇気・たくましさが育つ。
- ・人間関係・交友関係が固定化されず、学年毎に気分転換を図る機会があり、気まずくなったり人間関係を修復できる。
- ・学校行事の種目やクラブ活動の種類が多く設定でき、盛り上がる。
- ・各学年が複数学級で構成されることにより、担任間の教材研究や指導方法等の研究交流ができ、授業作りが豊かになる。
- ・教職員が多く、複数の教員で校務分掌を担当することができ、豊かな教育実践が生まれる。
- ・理科、音楽等専門教科において、教科担任に指導してもらう機会に恵まれる。

なお、本町においては、小規模校・標準校の両者とも、より教育内容を豊かにするために、教職員が保護者や地域の積極的な支援を受け、質的に高い教育実践を行っていることを視察により窺うことができた。しかし今後の児童数の推移を考えると、一定規模を著しく下回る学校については、現行の教育内容の質を維持することが困難になるとともに、保護者の負担が非常に大きくなることが予想される。

以上のことから、1学級における人数は、20人～30人が適当であり、学年においては、複数の学級がありクラス替えがあることが望ましい。しかし、クラス替えができないときは、異学年との交流や他校との交流等工夫した取り組みを行うことにより、児童の教育活動の充実を図ることが必要である。現行の取り組みにおいても学年を超えた交流を組織するなどの工夫をすることで、20名前後の単学級を有する学校においても優れた教育効果を発揮している事例が認められた。

## 5 適正な学校配置

学校の教育環境を良好な状態で維持していくためには「学校は地域と保護者の理解や支援によって成り立つ」ことを基本に置き、児童数の推移を十分に検討し、できる限り長期にわたって安定した適正規模を維持できる学校を配置することが必要である。

### (1) 通学距離、通学道路の安全

通学距離については、国の基準を満たし、地域の道路事情や安全性や利便性を十分に配慮し、児童にとって著しい負担にならないように配慮する必要がある。そのために、通学路の設定及び、従来から保護者や地域の方の協力支援を継続した安全確認や安全指導態勢の確立等を徹底する必要がある。

## (2) 地域社会との関係

学校と地域社会は互恵の関係にあるので、住民のニーズを十分把握することが大切であり、地域の行事や子ども会等の活動は、今までのつながりを継続・発展する必要がある。

また、今後も学校開放事業は、地域の生涯スポーツの向上につながり、地域の活性化や地域のつながりに寄与することが期待されるので継続するべきである。

## (3) 学校数

児童数の減少傾向が今後も続く場合には、本答申で提起した適正規模を踏まえつつ、現行の学校数を再検討する必要がある。同時に通学距離や児童数を考慮すると通学区域の再検討も必要である。

## (4) 適正な配置を進めるについて

地域住民に対して趣旨説明を十分行い、説明責任を果たし住民の理解と協力を得るように努める。特に児童の通学距離と児童の体力については十分検討するよう努める。

## (5) 小中一貫教育について

思春期を迎える児童生徒の急激な成長に伴い、多様化・複雑化する教育課題に対応するには、学校種別を超えて、教員が児童生徒にきめ細かな対応ができる環境を実現するための条件整備を図ることが喫緊の課題である。

本審議会では、単に小学校教育の在り方という考え方だけにとらわれず、本町の西地区小中学校の義務教育の質的な向上を図る方策についても検討を行った。その結果、小中 9 年間を見通した教育活動内容の工夫、小中学校の教員間の連携、学校運営の改善等を行うことにより、指導の一貫性や系統性を図った学校教育活動の推進が重要であるとの認識に至った。

その手法の一つが、全国的に試行されている小中一貫教育校という新しい仕組みを検討することである。小中一貫教育校の形態は様々（※解説1）であるが、いずれにしても、小中学校の校種間を連続的につなぐ教育内容及び生徒指導、進路指導の充実に努めることが重要である。

※解説1：小中一貫校とは、小中一貫校は、学校教育法等の制度に位置づけられた学校ではないことから、一貫教育や一貫教育校についての公の定義はない。学校を設置する自治体等が独自に「小中一貫」教育を実施しているのが現実である。全国で展開されている小中一貫校は、法に基づき、小学校と中学校の課程で実施されている教育活動について、連続性、系統性等の一貫性を持たせた体系的な教育システムと小中一貫教育を実施するために既存の小学校と中学校を一つの学校教育の組織体としたものである。その形態は、施設一体型、施設分離連携型、施設併設型校舎がある。

## 6 今後の教育課題

地域間の垣根のみならず、グローバル化に伴い国家間の垣根はさらに低くなり、少子高齢化、日本の経済構造の変化等ますます加速している。このような時代の変化を踏まえて、将来国内外で活躍する人材を育成することの教育の在り方が問われており、同時にいじめ・不登校や学力向上等今日的な教育課題への対応も不可欠である。

「グローカル」（※解説2）という表現にみられるように、グローバル化の動きは地域のあり方を見直し、再編する契機にもなる。「吉川」は、歴史的に貴重な文化があり、現在も学校において、「吉川学」を地域教材（※資料9）として総合的な学習の時間等に活用されている。各学校においても、内容は異なるが地域や地域の人材を活用した開かれた学校運営が積極的に推進され、高い評価を得ている。

今後、適正規模という観点から学校数を変更する必要が生じた際には、これまで培われてきた学校と地域社会との関係を尊重し、保護者や児童に過度の負

担とならないように工夫する必要がある。学校と地域の真ん中に児童をおいたこれまでの連携した取り組みが、児童に自分の生れ育った「ふるさとを大切に思う心」（郷土愛）を育てることにつながっている。更に内容の充実に努め、学校総体として発展させることを期待する。

※解説2：グローカルという言葉は、global+local の造語で、国境を越えた変動が、地域社会を変える動きのことを意味する。

## 7 おわりに

本審議会は、平成21年5月7日に豊能町教育委員会の諮問に基づき、豊能町西地区小学校の適正規模、適正配置に係る必要事項について審議し、教育委員会に提言することを目的に設置された。

審議にあたっては、児童の立場に立ち、教育環境の充実に努めるという視点を中心進められた。審議経過は、10か月の期間と6回にわたる審議を経て、提言を取りまとめた。

審議の過程で、事務局から3校の児童数の推移、校舎等教育環境の状況、学校の立地条件等の資料の提示及び学校視察を行った上、各委員から様々な意見が出された。最終的には各委員の姿勢には差があるものの、この提言書としてまとめるに至った。

最後に、本審議会では、この提言書が西地区の小学校の在り方として具体化され、教育環境が整備され、豊能町の充実した義務教育の実現に役立つことを願い、将来構想の一助として検討していただきたい。